

平成28年度事業計画・行事計画

一般財団法人 東京都遺族連合会

I. 基本方針

昨年(2020年)は終戦70周年の節目の年に当たり、新聞・テレビ等は報道特集を組み、各地では記念式典、慰霊祭等が催され、数多くの人々が先の大戦で国のために尊い一命を賭し散華された方々を追悼し、改めて平和への誓いを新たにした。

天皇皇后両陛下は、昨年のパラオ共和国の慰霊訪問に続いて、本年フィリピン共和国へ慰霊訪問された。天皇陛下は年頭に昨年が戦後70年だったことに触れ、改めて国の平安を祈念した。また、誕生日に際し、「様々な面で先の戦争のことを考えて過ごした。平和であったならば有意義な人生を送った人々が命を失った。年々、戦争を知らない世代が増加しているが先の戦争のことを十分に知り、考えを深めていくことが日本の将来にとって極めて大切なこと」と述べられた。両陛下が、常に戦没者とその遺族に心を寄せ続けておられることは感謝に堪えない。

英霊顕彰の根幹である内閣総理大臣の靖国神社参拝は、平成25年12月以降途絶えており、引き続き、総理、閣僚の参拝定着化に向け一層の努力を傾注していかなければならない。また、天皇陛下の靖国参拝については、実現するための環境整備に一層の努力が熱望される。

「戦没者の遺族に対する特別弔慰金」は継続したうえで増額を獲得したが、今後は支給要件の見直し等について検討する。

平成28年度政府予算編成では、極めて厳しい財政状況の中、遺族会の要望は概ね計上されることができた。

戦争を知らない世代が8割を占める今日、先の大戦の記憶の風化が進み、国民は戦争の悲惨さ平和の尊さを忘れつつある。一方、世界に眼を向ければ、今なお紛争が途絶えることなく、罪のない命が日々失われ続けている。

戦後71年、21世紀を生きる我々戦没者遺族は、節目の年からさらに飛躍するために「二度と戦争をしてはならない。我々のような遺族をだしてはならない」という原点に今一度立ち返り、英霊を顕彰することを忘れず、世界の恒久平和を目指し、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世代へしっかりと伝え続けていく責務がある。そのためにも後継者の育成が急務であり、戦没者の孫、曾孫を中心に糾合し「青年部」の組織化を積極的に推進し、結成を目指して行く。

Ⅱ. 事業計画

1. 英霊の顕彰並びに慰霊に関する事業

(1) 英霊顕彰運動の推進

我々が今日、平和と自由の恩恵を享受できるのは、国のために命を捧げた戦没者の尊い犠牲によるものであることに思いをいたし、国家、国民は戦没者に対して等しく尊崇と感謝の誠を捧げることを忘れてはならない。

安倍総理が平成25年12月に靖国神社に参拝したが、国を代表する総理の参拝は、英霊に対する尊崇と感謝はもとより、国民に対し不戦を誓い、平和を希求するメッセージとしてもその意義は極めて高い。

総理、閣僚等に引き続き参拝されるよう要請するとともに、その定着化に向けて環境整備に努める。

(2) 戦没者追悼式及び拝礼式の施行

英霊の慰霊顕彰は戦後何十年経ようとも、国、自治体並びに国民全体の永遠の責務である。

遺族連合会においては、その象徴的行事として春秋二回の慰霊追悼の式典をはじめ、定例的に拝礼式を挙行し、ご英霊に感謝と哀悼の意を表して戦没者遺族の心情に応える。

また、毎年実施している硫黄島戦没者追悼式、8月15日の全国戦没者追悼式、東京都戦没者追悼式及び10月の沖縄県米須の丘における東京都南方地域戦没者追悼式については、多くの遺族の参列のもとに、東京都と協力して実施する。さらに市区町村や遺族会が行う慰霊・追悼の式典には、本会役員が参列し、追悼のことばを捧げる。

(3) 戦跡慰霊巡拝の実施

戦跡慰霊巡拝は、戦没者遺族が肉親最後の地を訪ね、戦没者に想いを廻らし、慰霊の誠を捧げる重要な事業である。

日本遺族会においては「戦没者の遺児を対象とした慰霊巡拝」を実施しており、それへの参加促進とともに、連合会としては東京都の助成のもとに戦没者の妻、兄弟・配偶者、子・配偶者、孫、甥姪等を対象として実施する。

実施にあたっては、遺族会を通じて対象地域戦没者遺族への周知を図り、

参加者の拡大に努める。

本年度は、これまでの実施地域や遺族の意向を踏まえて計画・実施する。

(4) 慰霊友好親善事業の推進

日本遺族会が政府の補助事業として実施している戦没者遺児の慰霊友好親善事業については、事業の広報活動と受付申請業務を行い、参加者の増大に努める。

平成28年度実施予定地域

14地域延べ15回・792名(予定)

- ①旧満州 ②旧ソ連 ③西部ニューギニア ④マリアナ諸島
- ⑤トラック・パラオ諸島 ⑥東部ニューギニア ⑦ボルネオ・マレー半島
- ⑧フィリピン ⑨ソロモン諸島 ⑩ミャンマー ⑪台湾・バシー海峡
- ⑫中国

※以下の地域は二次を実施する。

- ①東部ニューギニア ②ミャンマー ③フィリピン

特定地域 3地域・108名(予定)

- ①西部ニューギニア ②ビスマーク諸島 ③マーシャル・ギルバート諸島

(5) 戦没者遺骨収集帰還事業への支援

遺骨収集帰還事業等には、孫・曾孫等の参加をより一層促すとともに、引き続き積極的に参加協力する。

平成28年度遺骨収集帰還等実施地域・18地域(予定)

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島
- ④インドネシア ⑤パラオ ⑥マリアナ諸島 ⑦トラック諸島
- ⑧マーシャル諸島 ⑨ギルバート諸島 ⑩ミャンマー ⑪インド
- ⑫沖縄 ⑬硫黄等 ⑭ハバロフスク地方 ⑮沿海地方 ⑯ザバイカル地方
- ⑰アムール州 ⑱ブリヤート共和国

本会は遺骨収集帰還に係る業務を行うと共に、遺族会の協力を得て、千鳥ヶ淵国立戦没者墓苑で行われる遺骨出迎え、引渡式への参列及び東京都が行う遺族への遺骨伝達に協力する。

2. 戦没者遺族の処遇向上及び福祉に関する事業

(1) 戦没者遺族の処遇改善運動の推進

- ① 戦没者の妻の平均年齢は95才を超え、戦没者遺児の平均年齢も75歳を超えるようになり、一段と高齢化が進み、一人暮らしを余儀なくされている遺族も多く、公務扶助料等は唯一の生活の糧となっていることを鑑み、今後も、国家補償の理念に基づいて改善が行われるよう更に運動を推進する。
- ② 公務扶助料等の受給権が失権した遺族に支給される「特別弔慰金」は、平成27年に継続・増額されたが、今後とも増額等支給要件等の改善について、積極的に運動をしていく。
- ③ 遺児友好親善事業等政府関連慰霊巡拝事業の参加者の範囲の拡大について要望する。

(2) 社会福祉活動の推進

社会福祉活動は、遺族会の存立意義を高める上においても極めて重要である。

地区遺族会の協力の下に戦没者遺族、遺族に相応しい支援及び社会奉仕活動を実施する。

- ① 戦没者の父母・妻に対する慰問品の贈呈及び激励訪問。
- ② 共同募金運動及び複十字シール運動への参加、社会福祉活動支援。
- ③ 自立が困難な高齢遺族に対する行政との連携による援護施策の啓蒙。
- ④ 諸社、慰霊碑、忠魂碑等の清掃奉仕活動等を実施する。

3. 東京都戦没者霊苑管理運営業務の推進

東京都戦没者霊苑は、約16万にのぼる東京都関係戦没者慰霊平和を願う都民の親しめる施設として設置、運営している。

本会にとって、この施設の管理運営を行うことは、連合会の諸行事を推進するばかりでなく、その存在を広く都民に周知する上で、大きく貢献している。

このため、本年度においても、来苑者及び利用者に対するサービスの充実や、施設の整備、整頓及び大戦に関わる記録保存、遺品の収集、展示等受託

業務の誠実な履行に努める。

また、霊苑内の民生・児童委員顕彰碑の管理業務を適正に実施する。

4. 組織運営の充実強化

本会の使命である英霊の顕彰と戦没者遺族の福祉の向上については、後退することなく今後とも推進していかなければならない。

このため後継者である戦没者遺児やその配偶者を中心に孫・曾孫、甥姪等、若い世代の加入を促進し、「青年部」の組織化を通じて組織の維持、継承に努める。

(1) 組織の拡充強化

安定的な組織運営を確保する上で会員の維持増強が重要である。

このため、

- ① 実態調査の活用による会員後継者、子、孫等の諸行事への参加と入会促進。
- ② 特別弔慰金受給者、慰霊友好親善事業参加者の入会促進。
- ③ 霊苑の位牌管理名簿の検証による会員の掘り起こしなどにより、会員の増強に努める。
- ④ 会員の減少、遺族会離れを加速している要因の一つは、会と遺族をつなぐリーダー（世話人）の高齢化と後継者難にあり、組織を維持する上でこの対策が重要且つ急務であり、人材の確保、養成を図る。

(2) 青年部の創設

戦没者遺児が高齢化するもとの、組織の継承と永続をはかるためには、戦没者の孫、曾孫、甥、姪、の加入による後継者づくりが欠かせない。

このため、あらたに青年部を組織し、日本遺族会の指針をもとに組織化による後継者対策に取り組む。

- ① 代表者会議の開催
- ② 研修会の開催

(3) 女性部活動の充実

女性部は遺族会活動の中核的な役割を果たしており、地区遺族会及び連合会活動の事業運営はもとより情報の収集、伝達機能としても重要

である。入会していない女性遺児の積極的参画と男性遺児の配偶者及び子、孫、姪等の組織加入を促進し、部会活動の充実と後継者の育成に努める。

また女性部のない遺族会については、設置を促進する。

(4) 運営財源の確保

会員の減少等による厳しい情勢の下における財源の確保は、遺族会及び連合会にとって重要かつ深刻な問題である。組織活動を推進するためには、一定の運営資金を維持し、財政の安定化を図ることが不可欠である。

遺族会の本来的使命である英霊の顕彰や遺族の福祉、処遇改善の活動はこれからも推進しなければならない。

そのために27年度においては、唯一の財源である分担金とともに、運営基金募金への協力をお願いし、多大なご協力をいただいた。

今後とも適正な運用と極力運営経費の節減に努めるとともに、霊苑管理業務との一体的運営を図り、財政運営の効率化に努める。

(5) 研修・情報提供の推進

活発な組織運営と会員相互の連帯を図る上で、研修及び情報提供の拡充が重要である。

適宜、研修会や旅行会を実施し、遺族関連情報の提供や関係知識の向上を図るとともに、適時適切な情報の収集提供に努め、ホームページや機関紙等を充実させ、連合会、遺族会及び会員との理解と連帯感の醸成に努力する。

Ⅲ. 行 事 計 画

1. 英霊の慰霊及び顕彰

- (1) 拝礼式 1、3、5、7、10、12月の15日 午前10時
30分開式、15日が土・日・祝日にあたる場合は、翌日または翌々日
- (2) 慰霊追悼式 秋季10月17日(月) 春季3月15日(水)
- (3) みたままつり 7月15日(金)
- (4) 靖国神社昇殿参拝・観桜懇談会 4月11日(月)
- (5) 東京都戦没者追悼式 8月15日(月) 11時45分より
東京都と共催 文京シビックホール
- (6) 全国戦没者追悼式参列 8月15日(月) 11時45分より日本武道館
- (7) 東京都南方地域戦没者追悼式 10月24日前後
沖縄「東京の塔」霊域内 東京都と共催
- (8) 硫黄島戦没者追悼式参列 5月中旬頃(予定) 硫黄島「鎮魂の丘」
- (9) 戦跡慰霊巡拝 未 定
- (10) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑慰霊祭 春季5月30日(月)・秋季10月中旬
- (11) 遺骨引渡式 帰還の都度 千鳥ヶ淵戦没者墓苑
- (12) 遺骨収集事業への参加・協力 国の年間計画による
- (13) 慰霊友好親善事業に参加・協力 日本遺族会の年間計画による
- (14) 沖縄平和祈願慰霊大行進に参加 6月22日(水)～24日(金)

2. 戦没者遺族の処遇改善・福祉の向上

- (1) 国会陳情 夏及び12月 全国戦没者遺族大会終了後
- (2) 東京都議会陳情 9月 初旬
- (3) 戦没者父母・妻への慰問品贈呈 9月 中旬
- (4) 一人暮らしの父母・妻等を激励慰問 随 時
- (5) 戦没者遺族援護相談 随 時
- (6) 研 修 会
- ◎ 研修旅行 6月
- ◎ 青年部研修会

(7) 赤い羽根共同基金・複十字運動への参加協力 10月

3. 東京都戦没者霊苑管理運営

◎霊苑の維持管理及び清掃

◎戦没者名簿の整理・閲覧

◎来苑・施設利用者の受付・接遇 (年間10,000人)

◎民生委員・児童委員顕彰の維持管理

4. 機関誌の発行 新年号 (10,000部)

5. 組織の運営

(1) 正副会長会 1、3、5、7、10、12月の拝礼式終了後開催
その他必要の都度開催

(2) 理事会 1、3、5、7、10、12月の拝礼式終了後、そ
の他必要の都度開催

(3) 評議員会 5月末・3月末の年2回

(4) 新年会 1月19日(木) ホテル 外味リッ エドモント

(5) ブロック地区会議 必要の都度

(6) 女性部長会 隔月拝礼式終了後開催

(7) 女性部定例役員会 女性部長会終了後

(8) 青年部運営会議

6. 日本遺族会

(1) 支部長会議 随 時

(2) 常務理事会 随 時

(3) 理事・評議員会 5月・2月

(4) 女性部長会 5月中旬

(5) 女性部・青年部合同研修会 4月22・23日

(6) 第2ブロック会議 9月26・27日 神奈川県

(7) 全国戦没者遺族代表者会議 夏

(8) 第73回全国戦没者遺族大会 12月15日(木)

(9) 事務局長会議 随 時

(10) 事務局長・職員研修 9月28・29日 東京都